

# 意見書(医師記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹(はしか)※	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結核	感染の恐れがなくなるまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)※	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
9	急性出血性結膜炎	医師の判断が出るまで
10	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断が出るまで

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です  
(提出先) アイキッズ保育園

児童氏名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

..... 切り取り .....

## 登園届(保護者が記入)

医師の許可を得た上で保護者が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	手足口病	発熱や口腔内の、水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
2	溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間を経過していること
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
4	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢の等の症状が治まり、普段の食事がとれること
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	発熱や口腔内の、水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
7	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
8	带状疱疹しん	すべての発しんが痂痂(かさぶた)化していること
9	突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
10	インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
11	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

(提出先) アイキッズ保育園

児童氏名 \_\_\_\_\_

受診した病院名 \_\_\_\_\_

通院した期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登園を許可された日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の通り相違ありません

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_